



特徴

病気死亡から交通事故まで
幅広く保障いたします！

New

募集と掛金のお支払いは
年1回の取扱になりました

供給協総合福祉共済会の 団体保険制度ご案内

【災害保障特約付団体定期保険／交通事故傷害プラン】
(交通事故危険のみ補償特約セット団体総合生活補償保険)

ご意向確認のお願い（生保部分：災害保障特約付団体定期保険）

この保険は、以下の保障を必要とする方に適した保険期間1年(更新により一定年齢まで継続可能)の生命保険です。

■死亡・高度障害保障

■不慮の事故による死亡・身体障害・入院保障

ご加入にあたっては、この保険の保障内容、保険期間、掛金をご自身のご意向(ニーズ)に合致しているか、この加入勧奨資料(パンフレット)で必ずご確認ください。

また、この加入勧奨資料(パンフレット)はお申し込みいただきました後も大切に保管ください。

保険期間 (生保) 2026年12月1日～2027年11月30日
(ご加入期間) (損保) 2026年12月1日午後4時～2027年12月1日午後4時

※④保険期間をご覧ください。

申込締切日 2026年11月4日

申込方法

申込書(加入申込票)に所定事項を記入・押印(生保)・署名(損保)のうえ、
申込締切日までに下記へご提出ください。

申込書(加入申込票)
提出先

申込締切日までに供給協総合福祉共済会へご提出ください。

保険料の支払方法は月払(12か月分前納)ですが、掛金のお支払方法は各特約所の指示に従ってください。

募 集 期 間 2026年10月1日▷11月4日

供給協総合福祉共済会

現在、1,004名(2026年6月現在)の方がご加入しています。

〈このパンフレットは加入勧奨資料です〉

下記の引受保険会社は、各ご加入者の加入金額のうち、それぞれの引受割合(2026年12月1日現在)による保険契約上の責任を負います。
なお、引受会社および引受割合は変更することがあります。

引受生命保険会社	(引受割合)
ジブラルタ生命保険株式会社	70% (事務幹事会社)
明治安田生命保険相互会社	15%
第一生命保険株式会社	15%

引受損害保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 広域法人開発部営業課
〒103-8250 東京都中央区日本橋3-5-19
TEL 050-3460-8162 FAX 03-6734-9609
(取扱代理店) 株式会社保険代行社
〒141-0031 東京都品川区西五反田3-7-14 三信ビル9F
TEL 03-6631-4366

供給協総合福祉共済会の団体保険制度

【災害保障特約付団体定期保険+交通事故傷害プラン(交通事故危険のみ補償特約セット団体総合生活補償保険)】

1 ご加入コース

コース		1口	2口	3口	4口	5口
生保部分	保険金・給付金種類					
	1 死亡保険金	200万円	400万円	600万円	800万円	1,000万円
	2 高度障害保険金					
	3 死亡保険金 + 災害保険金	300万円	600万円	900万円	1,200万円	1,500万円
	4 高度障害保険金 + 障害給付金(第1級)					
	5 障害給付金(第2～6級)	障害の程度により 70万円～ 10万円	障害の程度により 140万円～ 20万円	障害の程度により 210万円～ 30万円	障害の程度により 280万円～ 40万円	障害の程度により 350万円～ 50万円
損保部分	6 入院給付金	1日につき 1,500円	1日につき 3,000円	1日につき 4,500円	1日につき 6,000円	1日につき 7,500円



交通事故等による傷害(ケガ)の場合にはプラス下記内容が支払われます。

傷害入院保険金支払限度日数:180日 傷害入院保険金支払対象期間:180日
傷害通院保険金支払限度日数:90日 傷害通院保険金支払対象期間:180日
免責期間:0日(入通院)

保険期間(ご契約期間):2026年12月1日 午後4時から1年間

損保部分	7 傷害死亡保険金額	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円
	8 傷害後遺障害保険金	後遺障害の程度により上記7 傷害死亡保険金額の4%～100%				
	9 傷害入院保険金日額	1,500円	3,000円	4,500円	6,000円	7,500円
	10 傷害手術保険金	入院中に受けた手術:傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外に受けた手術:傷害入院保険金日額の5倍 ※1事故につき1回の手術のみ				
	11 傷害通院保険金日額	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円

※この制度の1口は、生保の団体定期保険の保険金200万円に災害保障特約の保険金100万円および障害給付金最高100万円、入院給付金日額1,500円と、損保の団体総合生活補償保険の交通事故等による傷害死亡・後遺障害保険金額100万円および交通事故等による傷害入院保険金日額1,500円、交通事故等による傷害通院保険金日額1,000円をセットしたものです。

※傷害死亡保険金・傷害後遺障害保険金は、保険期間を通じて、合算して傷害死亡・傷害後遺障害保険金額が限度となります。

保障内容・給付内容

保険金・給付金をお支払いする場合

～国内外を問わず、病気死亡から不慮の事故によるケガまで幅広く対象になります～

● 病気死亡 ● 災害による死亡 ● 災害での入院 ● 交通事故によるケガ ● 交通乗用具の火災によるケガなど

※損害保険部分につきましては、既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

※治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。(損保)

※詳細は下記をご覧ください。

生命保険部分	死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したとき死亡保険金を死亡保険金受取人にお支払いします。	
	高度障害保険金	被保険者が保険期間中に、加入日以後に発生(発病)した傷害(疾病)によって、別表1「給付割合表(生保)」第1級に定める身体障害のいずれかに該当したとき、高度障害保険金を高度障害保険金受取人にお支払いします。	
	災害保険金	被保険者が保険期間中に、加入日以後の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に死亡したとき、または加入日以後に発病した別表2「対象となる感染症」に定める感染症を直接の原因として死亡したとき、災害保険金を主契約の死亡保険金受取人にお支払いします。	
	障害給付金	被保険者が保険期間中に、加入日以後の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に別表1「給付割合表(生保)」の第1級～第6級に定める身体障害のいずれかに該当したとき、給付割合に応じた障害給付金を主契約の高度障害保険金受取人にお支払いします。	
	入院給付金	被保険者が保険期間中に、加入日以後の不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日から180日以内に5日以上日本における病院・診療所またはこれと同等とみなされる国外の医療施設に入院したとき、同一の不慮の事故について120日を限度とし、入院給付金を主契約の高度障害保険金受取人にお支払いします。	
(団体総合生活補償保険・交通事故危険の補償特約セット)	傷害死亡保険金	交通事故等によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 ※保険期間中に、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。
	傷害後遺障害保険金	交通事故等によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定(別表3)の後遺障害が発生した場合※事故の発生の日からその日を含めて180日を超えて治療中である場合は、181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4%～100%) ※保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
	傷害入院保険金	交通事故等によるケガの治療のため、入院し、その入院が傷害入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合※事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の免責期間が満了するまでの期間をいいます。	傷害入院保険金日額 × 入院日数 ※事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院を対象とし、1事故につき180日が限度となります。 ※入院日数には、傷害入院保険金の免責期間の満了日以前の入院日数を含みません。
	傷害手術保険金	交通事故等によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合※手術とは、次の診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。 ・創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・抜歯手術・歯科診療固有の診療行為 ②先進医療(※1)に該当する診療行為(※2) (※1)手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限りま (※2)治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限りま (診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与(全身・局所)、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます)。	①入院中に受けた手術 傷害入院保険金日額 × 10 ②入院中以外に受けた手術 傷害入院保険金日額 × 5 ※入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。 ※1事故につき、1回の手術に限りま。なお、上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとします。 ※傷害入院保険金の免責期間の満了日の翌日以降の手術が対象となります。
	傷害通院保険金	交通事故等によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の傷害通院保険金の免責期間が満了した日の翌日以降に、通院した場合※通院とは、病院・診療所に通い、または往診、訪問診療もしくはオンライン診療により、治療を受けることをいいます。 ※治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領、医療相談等のためのものまたは医師等による受診勧奨は、通院に含まれません。	傷害通院保険金日額 × 通院日数 ※事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、1事故につき90日が限度となります。 ※通院日数には、傷害通院保険金の免責期間の満了日以前の通院日数を含みません。 ※通院しない場合であっても、約款所定の部位を固定するためにギプス等を常時装着したときには、その装着日数を通院日数に含めてお支払いします。ただし、医師の指示による固定であること、かつ、診断書、診療報酬明細書等から約款所定の部位をギプス等装着により固定していることが確認できる場合に限りま。

[注] 1.交通事故等によるケガとは、次の(1)～(4)のケガをいいます。(損保)

- 運行中の交通乗用具に搭乗していない被保険者が、運行中の交通乗用具との衝突・接触等の交通事故または運行中の交通乗用具の衝突・接触・火災・爆発等の交通事故によって被ったケガ
- 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内に搭乗している被保険者または乗客として改札口を有する交通乗用具の乗降場構内(改札口の内侧)にいる被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガ
- 道路通行中の被保険者が、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突・接触等または作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の衝突・接触・火災・爆発等の事故によって被ったケガ
- 交通乗用具の火災によって被ったケガ

※交通乗用具とは、電車、自動車、原動機付自転車、自転車、航空機、船舶などをいいます。

※交通事故等によるケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。

2.被保険者は保険証券(加入者証)に被保険者として記載されたご本人となります。

2 掛金	(生保分：月払い12か月一括払前納保険料) (損保分：一時払)	新規		継続
		65歳6ヵ月まで		70歳6ヵ月まで
1口	14,500円 (月当たり約1,208円)	60歳6ヵ月まで		
2口	29,000円 (月当たり約2,417円)			
3口	43,500円 (月当たり約3,625円)			
4口	58,000円 (月当たり約4,833円)			
5口	72,500円 (月当たり約6,042円)			

- [注] (1) 上記掛金には、運営事務費が含まれています。詳細は事務局までお問合わせください。
 (2) 上記掛金のうち、生保分概算保険料は1口につき11,680円です。損保分は1口1,660円、2口3,310円、3口4,970円、4口6,620円、5口8,280円です。(掛金は整数倍ですが、損保部分保険料は整数倍ではありません。)
 (3) 掛金は年齢にかかわらず一定です。
 (4) 上記掛金は概算掛金です。正規掛金は申込締切後に算出し初回から適用します。
 (5) 上記掛金のうち損保分は、団体割引15%(被保険者数1,000名以上3,000名未満)、損害率による割引5%適用で保険料を算出しています。
 (6) 継続後の保険料は継続日現在の保険料率によって計算されます。(損保)

- 3 加入資格

 - 供給協総合福祉共済会に加入している会員で、満14歳6ヵ月を超え満65歳6ヵ月までの方。
 - なお、満60歳6ヵ月を超え満65歳6ヵ月までの方は2口を限度とします。
 - 既に参加している方は満65歳6ヵ月を超えても満70歳6ヵ月まで継続できますが、この場合の口数は1口を限度とします。(年齢はいずれも2026年12月1日で計算します。)

※申込日および告知日現在健康で正常に勤務または就業している方に限ります。過去1年以内に病気やケガで手術を受けたこと、または継続して2週間以上にわたり医師の治療・投薬を受けたことがある方などは、ご加入(増額)いただけない場合がありますので、告知すべき事項がある場合には、所定の告知書をご提出ください。

- 4 保険期間

生保分保険料を払い込みいただく期間は保険期間と同じです。保険期間は1年(2026年12月1日～2027年11月30日)です。なお、保険期間満了後は、毎年12月1日付けで以後1年間の契約として自動的に継続します。(損保保険期間につきましては2026年12月1日午後4時～2027年12月1日午後4時までの1年間となります。)また、損保の補償内容をご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、保険契約の満了する日と同一内容(※)で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日現在の保険料率によって計算されます。

(※) 傷害死亡保険金受取人は法定相続人となります。傷害死亡保険金受取人を指定される場合は、ご加入内容の変更となり、改めてお手続きが必要です。この場合、被保険者の同意確認のために書類の提出をお願いすることがあります。

ご注意：保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。

なお、災害保障特約付団体定期保険契約の更新にあたっては、主たる被保険者の数が所定の最低被保険者数と加入率(加入資格を有する方のうち、加入している方の割合)を満たすことが必要です。2027年度の契約更新時に主たる被保険者の数が、所定の最低被保険者数と加入率のいずれかを下回った場合、災害保障特約付団体定期保険が更新されない場合があります。

- 5 継続

 - いったん加入すれば、その後健康状態にかかわらず毎年同額の継続ができます。
 - 満60歳6ヵ月を超えた方で、3口以上ご加入の方は2口に変更していただきます。
 - 満65歳6ヵ月を超えた方で、2口以上ご加入の方は1口に変更していただきます。(継続加入のみ)
 - 満70歳6ヵ月を超えた方は、ご継続いただけません。(年齢はいずれも2026年12月1日で計算します。)

- 6 長寿祝金制度

年齢超過者は、本制度から脱退していただきますが、脱退時に長寿祝金を贈ります。(本制度は当協会独自のものであり引受保険会社の保障範囲外です)

- 7 保険金等の請求

加入者が死亡された時、不慮の事故で身体障害状態になった時、入院した時、または交通事故等にあわれた時は、各特約所備え付けの必要書類によって請求手続きを行なってください。

保険金等の請求の権利はこれらを行使用することができる時から3年間行使しないときには消滅します。

死亡・災害保険金(高度障害保険金)・障害(入院)給付金請求時の了知について(生保)

死亡・災害保険金(高度障害保険金)受取人[障害(入院)給付金受取人]を被保険者の遺族以外(被保険者本人以外)[被保険者本人以外]に定めた場合には、死亡・災害保険金(高度障害保険金)[障害(入院)給付金]の請求に際し、被保険者の遺族(被保険者本人)[被保険者本人]の了知が必要となります。

了知は、死亡・災害保険金(高度障害保険金[障害(入院)給付金]請求書の了知欄への被保険者の遺族(被保険者本人)[被保険者本人]の署名、捺印により行なわせていただきます。

- 8 被保険者への同意確認について

事業主負担全員加入型は、福利制度等に基づき事業主が保険料を負担し保険金を受取る制度ですが、加入に際しては、被保険者の同意が必要となります。保険制度の運営にあたり、保険契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報(氏名、性別、生年月日、健康状態等)(以下、個人情報)を取り扱い、保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。また、保険契約者は、当該保険制度の運営において入手する個人情報を、事務手続きのために使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を、①各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払、②関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供・ご契約の維持管理、③生命保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、④その他保険に関連・付随する業務のために利用(注)し、また、保険契約者、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き保険契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報を取り扱われます。また、引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、利用目的が限定されています。

死亡保険金受取人の個人情報の取り扱いについて

指定された死亡保険金受取人(以下、受取人)の個人情報については、加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取り扱われますので、お申込みにあたっては、受取人に対する旨をご説明いただき、個人情報の取り扱いについての同意を取得してください。

- 9 保険金受取人の変更について

 - すでに当制度にご加入の方で、死亡保険金受取人を変更される場合は、保険金受取人変更通知書」で別途お手続きください。なお、「加入申込書」で死亡保険金受取人の変更をお手続きいただくことも可能ですが、その際の死亡保険金受取人の変更日は、加入申込書記載の「加入(変更)日」となります。
 - すべての被保険者について、遺言により死亡保険金の受取人を変更することはできません。

- 10 その他

 - 被保険者の保険契約者または保険金受取人に対する信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由がある場合等において、被保険者は保険契約者に対し、その被保険者の部分の解除を請求することができます。(保険法第58条、第87条)

【別表1】給付割合表(生保)

(注)「高度障害状態」とは、下表第1級のいずれかに該当する身体障害をいいます。

等級	身 体 障 害	給付割合
第1級	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	10割
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15まで、または第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	7割
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊髄に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	5割
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少くとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの	3割
第5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 31. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつその機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	1.5割
第6級	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1下肢が永久に3センチ以上に短縮したもの 40. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 43. 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	1割

【別表2】対象となる感染症(生保)

対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のもの(注)とし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2003年版) 準拠」によるものとします。

感染症名(分類項目)	基本分類コード	感染症名(分類項目)	基本分類コード	感染症名(分類項目)	基本分類コード
コレラ	A00	ジフテリア	A36	痘瘡	B03
腸チフス	A01.0	急性灰白髄炎<ポリオ>	A80	重症急性呼吸器症候群[SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りします。)	U04
パラチフスA	A01.1	ラッサ熱	A96.2		
細菌性赤痢	A03	クリミア・コンゴCrimean-Congo>出血熱	A98.0		
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3	マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3		
ベスト	A20	エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4		

(注) 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。)である感染症をいう。)は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める次のいずれかに該当する場合は、「対象となる感染症」に含めます。なお、次のいずれにも該当しない期間中に支払事由が生じた場合は、「対象となる感染症」に含めません。

- (1) 一類感染症、二類感染症または三類感染症
- (2) 新型インフルエンザ等感染症のうち新型コロナウイルス感染症
- (3) 指定感染症

【別表3】 傷害後遺障害保険金支払割合（損保）

等級	後 遺 障 害	保険金 支払 割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼くおよび言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼くまたは言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	78%
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼くおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節に著しい運動障害を残すものをいいます。なお、母指にあっては指節間関節に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69%
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）	59%
第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀嚼くまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50%
第7級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの (8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節に著しい運動障害を残すものをいいます。なお、第1の足指にあっては指節間関節に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睪丸を失ったもの	42%
第8級	(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの (5) 1下肢を5cm以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの	34%

第9級	(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀嚼および言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの	26%
第10級	(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀嚼または言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1下肢を3 cm以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	20%
第11級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%
第12級	(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの	10%
第13級	(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1 cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	7%
第14級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1 m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの	4%

(注) 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

ご注意（生命保険）

つぎのような場合には、保険金・給付金をお支払いできないことがありますので、お申込に際し、特にご注意ください。
(増額の場合の増額部分については、「加入」を「増額」と読替えます。)

○死亡保険金・高度障害保険金について

- (1) 被保険者が加入後1年以内に自殺したとき
- (2) 保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき(または高度障害状態にさせたとき)
- (3) 被保険者が故意により高度障害状態となったとき
- (4) 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡したとき(または高度障害状態となったとき)

○災害保険金・障害給付金・入院給付金について

- (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
- (2) 災害保険金の受取人、障害給付金の受取人または入院給付金の受取人の故意または重大な過失によるとき。ただし、その者が災害保険金の一部の受取人、障害給付金の一部の受取人または入院給付金の一部の受取人であるときは、当会社は、その残額をその他の受取人に支払います。
- (3) 被保険者の犯罪行為によるとき
- (4) 被保険者の精神障害の状態とする事故によるとき
- (5) 被保険者の泥酔の状態とする事故によるとき
- (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
- (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- (8) 地震、噴火または津波によるとき
- (9) 戦争その他の変乱によるとき

○加入（責任開始）日前の疾病や不慮の事故を原因とする場合

○告知義務違反

保険契約者または被保険者から告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約の全部またはその被保険者の部分が告知義務違反により解除となったとき。

○重大事由による解除

保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金等を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、保険契約の全部または一部が解除となったとき。

○詐欺による取消し

保険契約者または被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約の全部またはその被保険者の部分が取消しとなったとき。

○不法取得目的による無効

保険契約者または被保険者に保険金等の不法取得目的があり、ご契約の全部またはその被保険者の部分が無効となったとき。

○保険契約の失効

保険契約者から保険料のお払込がなく保険契約が失効し、失効日以後に支払事由が生じたとき。

【生命保険】

●この制度のうち生命保険部分は供給協福祉共済会が生命保険会社と締結した災害保障特約付団体定期保険契約に基づき運営します。

●引受生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が引受割合の範囲において削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にもご加入時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

ご注意（損害保険）

保険金をお支払いできない主な場合

※「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

(1) 次のいずれかによるケガについては保険金をお支払いできません

①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物※1等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ④被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦被保険者に対する刑の執行 ⑧戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※2 ⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑩核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑪前記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 ⑫被保険者が次のいずれかに該当する間の事故 ア. 交通乗用具を用いて競技等(*)をしている間(ウ. に該当しない「交通乗用具のうち軌道を有しない陸上の乗用具を用いて道路上で競技等(*)をしている間」を除きます) イ. 交通乗用具を用いて競技等(*)を行うことを目的とする場所において、競技等(*)に準ずる方法・態様により、交通乗用具を使用している間(ウ. に該当しない「道路上で競技等(*)に準ずる方法・態様により、交通乗用具のうち軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間」を除きます) ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、交通乗用具のうち軌道を有しない陸上の乗用具を用いて競技等(*)をしている間または競技等(*)に準ずる方法・態様により交通乗用具のうち軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間 ⑬船舶に搭乗することを職務とする被保険者(養成所の職員・生徒である場合を含みます)が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故 ⑭「航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機」以外の航空機を被保険者が操縦している間の事故またはその航空機に搭乗することを職務とする被保険者が職務上搭乗している間の事故 ⑮被保険者が、グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗している間の事故 ⑯被保険者が職務として、荷物などの交通乗用具への積み込み作業、交通乗用具からの積卸し作業、または交通乗用具上での整理作業をしている間の、その作業に直接起因する事故 ⑰被保険者が職務として、交通乗用具の修理、点検、整備または清掃の作業をしている間のその作業に直接起因する事故など(*) 競技等とは、競技、競争、興行(これらのための練習を含みます)、訓練(自動車等の運転資格を取得するための訓練を含みます)または試運転(性能試験を目的とする運転または操縦)をいいます。

(2) 次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません

①原因がいかなるときでも、むちうち症・腰痛等で医学的見解のないもの※3 ②入浴中の溺水※4。ただし、保険金をお支払いすべきケガによる場合は保険金をお支払いします。③原因がいかなるときでも、誤嚥※5によって発生した肺炎 ④細菌性食中毒・ウイルス性食中毒など

※1指定薬物とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。

※2テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。

※3被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

※4溺水とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。

※5誤嚥とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。

【損害保険】

●このパンフレットは「団体総合生活補償保険」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご確認ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

●この保険は供給協総合福祉共済会を保険契約者とし、その会員を加入者および被保険者(補償の対象となる方)とする団体総合生活補償保険の団体契約です。

●保険金請求事故が多発した場合などについて、引受保険会社側からご継続を中止させていただくことがあります。

●ご加入の際は、加入申込票の各項目(性別、生年月日、年齢、他の保険契約等の有無、保険金請求歴など)について正しくご記入ください。加入申込票記載事項(年齢・他保険加入状況・保険金請求歴等)等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

●他の保険契約等の有無は、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入していただけなかった場合には、ご契約を解除することがあります。

●事故が起こった場合には、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いてお支払いすることがあります。

●団体総合生活補償保険のご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者(供給協総合福祉共済会)に交付されます。

●引受保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金・解約返れい金等については80%まで(破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%)補償されます。

■お客さまに関する情報の取扱い

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社(海外にあるものを含む)が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則(第53条の10)により、利用目的が限定されています。

詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険(株)のホームページ(<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>)をご覧ください。

登録番号 Gi-団-2026-062(2026.8.4)

(2026年7月承認) A26-101121